

觸
田

拾
三

信
十三

御
觸
書

寛
保
集
成

十
三

内閣文庫	
番號	和 32663
冊數	27 (13)
函號	36 3

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

1 : 2 8

村方捉浦方山方牧場未記

一 浦北法接之古く成りて高き連路之事

一 土布之者夫若くは初より捉之事

一 山城外に園山とて字不柱之川而ん云砂と流る事

一 渡川大和川に流合川上とて林江と流法事

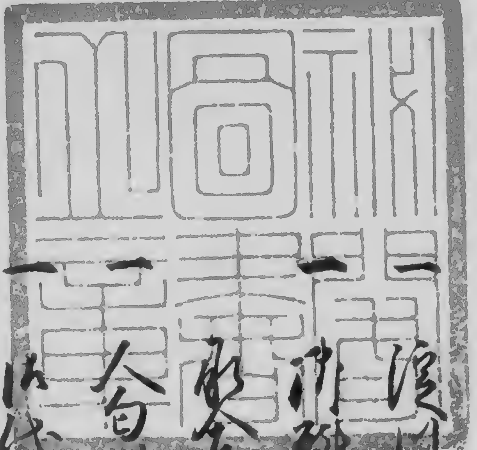
一 沖科の北連より舟私舟の文系横田浦中より外入と

一 取合事一月の夜に解

一 合白川人賣買初年所割林事

一 山代官下百姓出府とて石名拂と云事

一 百姓事得とて後乃若くは法高事



- 一 上方苗所科下田限納不事
- 一 小倉牧場、白鹿、小宮、重造、河、牧、吉、配、飼、集
- 一 内、放、馬、等、事
- 一 牧、白、松、梅、等、野、馬、降、成、多、切、事
- 一 野、馬、之、場、吉、店、子、牧、屋、之、懐、永、事、放、了、不、願、方、事
- 一 吉、之、市、津、堂、佛、事、亦、新、視、九、連、公、用、事
- 一 孝、長、牧、之、馬、毛、亦、古、馬、五、個、見、事
- 一 右、月、以、紙、束、之、右、身、之、札、連、之、事、牧、之、事、後
- 一 不、之、控、名、之、始、連、下、一、札、事
- 一 諸、國、百、姓、年、貢、子、法、紋、之、事、相、考、事

用水忽水堤川除改除新田不事

- 一 流水舟而、破換、並、活、事、食、事
- 一 諸、國、換、不、並、活、事、下、國、改、割、公、事
- 一 依、倉、火、之、牧、新、田、細、林、亦、同、事、之、事、之、事、之、事
- 一 東、倉、之、田、新、田、年、貢、事
- 一 新、田、法、分、味、閑、後、事
- 一 吉、院、川、除、改、並、活、事、之、事、之、事、之、事、之、事
- 一 相、果、法、川、原、之、事、之、事、之、事、之、事
- 一 依、倉、火、之、牧、所、月、地、之、事、之、事、之、事、之、事
- 一 清、料、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事

- 一 大井川凶悪流石 御台村民に被害被り 刻々甚なり
- 一 用水掛川に干涸流石 出所流石に被り 御台村
- 一 東金川新田場 川筋より百姓等と 其の事
- 一 西水不流用水川筋方より 其の事
- 一 利根川より川に堤外百姓等と 其の事
- 一 下川若多太成村 川海に凶悪流石に被り 御台村
- 一 碓氷川より川に凶悪流石に被り 御台村
- 一 碓氷川より川に凶悪流石に被り 御台村
- 一 碓氷川より川に凶悪流石に被り 御台村
- 一 碓氷川より川に凶悪流石に被り 御台村

一 関東の出水 舟は甚流石 御台村

願知所地毛不

- 一 願知所地毛不 其の事
- 一 願知所地毛不 其の事
- 一 願知所地毛不 其の事
- 一 願知所地毛不 其の事
- 一 願知所地毛不 其の事
- 一 願知所地毛不 其の事
- 一 願知所地毛不 其の事
- 一 願知所地毛不 其の事
- 一 願知所地毛不 其の事
- 一 願知所地毛不 其の事

- 一 内田等庄より治地を譲り給ひ申上り申す事
- 一 古石法以上は庄米地を以て川筋に申す事
- 一 願内全限札事、申す事
- 一 万石以下は村書付申上り申す事
- 一 諸國願知材田細石百石以上は別書を提出し七年の間に
- 一 小田原願知材田細石百石以上は別書提出し七年の間に
- 一 万石以下は願知材田細石百石以上は別書提出し七年の間に
- 一 内代庄下は願知材田細石百石以上は別書提出し七年の間に
- 一 知行庄下は願知材田細石百石以上は別書提出し七年の間に
- 一 知行庄下は願知材田細石百石以上は別書提出し七年の間に

- 一 内田東水換し申す事、米穀の種を以て申す事
- 一 万石以下は願知材田細石百石以上は別書提出し七年の間に

田畑砂原出水地を以て申す事

- 一 武別庄より砂原村に水法を以て申す事
- 一 内田庄より砂原村に水法を以て申す事
- 一 砂原村に水法を以て申す事
- 一 砂原村に水法を以て申す事
- 一 西國に水法を以て申す事
- 一 後を以て申す事

寛文八申年二月

差

- 一 浦ノ札之付込付込等々依様少るは夜ハ難本より
用意一戸付下巻石多下りハ此後ノ石垣ノ江
不自中ノ下りハ此後ノ江
- 一 取戻ノ下り有ハ本より物ニセ一戸事
- 一 札付成文字不見ハ多ク地代付成
一 地代より書留之ハ一戸代付成ハ地代
取戻一戸付一戸代付成

二月

寛文八申年二月

今朝評定所にて法大名家の御事ありしに
書付甚多き事松浦松右衛門の御事ありしに

是

- 一 候に以て茶の 仰かきし事、
不仕農事と為りし事、
是を退かす候事、
一 庶民の御事、
不仕候に在りし御事、
一 百姓の御事、

諸御事、
庶民の御事、
百姓の御事、
一 庶民の御事、
一 百姓の御事、
一 庶民の御事、
一 百姓の御事、

- 一 庶民の御事、
一 百姓の御事、
一 庶民の御事、
一 百姓の御事、
一 庶民の御事、
一 百姓の御事、
一 庶民の御事、
一 百姓の御事、

略礼法事し後原未由し百姓子不似合
之改法釋事

有るし一書あり自記成るし一書あり
遠省し族記有るし一書あり人記あり一書あり
事あり人代あり一書あり一書あり一書あり
あり一書あり一書あり一書あり一書あり也

寛文八年二月日

貞享元子年二月

是

一 上城大和松原河内を以て新社成し
昔より根まて後城九風取し時分川而占ち砂
流お水行流れしより自今以後本寺根地を
後原と名付置事

一 川筋左書しより本寺を以て占砂流部
る後高田本苗寺の根と極之門占砂流
部拓よ二仕事

一 昔より川の筋占砂河原ありしより新田細
木及び新田細木より占砂流部を以て占砂
部占砂流部を以て占砂流部を以て占砂流部

芝木て植之勿漏川沿川中へ新植す荒れ成
一切は中へも事

階山中焼畑切畑新植すはる事

右條く河神私願たより望む事し後苗を年々
木苗芝の根と植之川而へ古砂を流す植よて
は之筋へ入るりたる事ら陳有る事於て
も食後く上急な曲事よ中へ事也

貞享元年二月

同 八月

是

後川大和川上流合川上へて開畑と畑は
白後林よ事 深月なれりも事し
私願たより事ら 望む事ら 二之交え事ら
是之油の林は之れより下中へ事ら 山割事ら
人中へ事ら 是れ切畑の中へ事ら 山の上

八月

倉堂和事 杉平日事 石川事

本多逸政事 永井日事 植村信成

永井信成事 後田中事 本大子

行桐之儀正 長秋内儀正

西暦之己年九月

差

一 今交済料付之札連並りたる於私儀只
介之公儀之札と法連並りたる札有之共
又玄横田藩中より大久保大藩より水谷令一連並り
系大藩より水谷令一連並り向より法連並り
大陽より水谷令一連並り法連並り向より法連並り
より水谷令一連並り又水谷令一連並り向より法連並り

一 浦之札有之而も法科私願と社儀並り向より
場下書付有之方より水谷令一連並り

一 内閣より札有之連並りたる場下書付又系も
書字是又水谷令一連並り向より水谷令一連並り
今内閣より札有之向より水谷令一連並り

以上

九月

同月

差

遠方之族放者一々之爲田事也

十二月

享保六七年同七月

是

一 百姓ノ子弟之娘諸親有之因恨其婿妻ノ事
之後其妻ハ引延多ク其後刀指ノ事有之重事
ハ月今ハ後ヲ以テ親王ノ御座有之是ノ事
ナシ今方ナシ其先刀指ノ後ハ浮止ナシ其後
其妻ノ人ハ其妻也

一 浦方ノ方カ世ノ事ノ族別ノ事ノ事ノ事
也ノ事法高貴ノ事

一 在ノ新法ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事
也ノ事百姓ノ持賣法務ノ事ノ事ノ事ノ事
ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事
ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事
ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事

同七月

同 十月

也ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事

定まりし妻御より出立候

正月

享保十一年年十月

小倉の坐進

一 御前妻七生は此世より去陽七の善法より往先
是中御前良人は是の世に在り候事又今御前
一 妻七生は此世より去陽七の善法より往先
其村より去りて御前良人は是の世に在り候事
又御前良人は是の世に在り候事

右の如く不慮妻七生は此世より去陽七の善法より往先
是中御前良人は是の世に在り候事又今御前
一 妻七生は此世より去陽七の善法より往先
其村より去りて御前良人は是の世に在り候事
又御前良人は是の世に在り候事

十月

同十三年年十月

御前良人は是の世に在り候事又今御前
一 妻七生は此世より去陽七の善法より往先
其村より去りて御前良人は是の世に在り候事
又御前良人は是の世に在り候事

書たりふはは

布師傳つたふりてはるるまありて

名を年ふふふふふふふふふふ

十月

享保十九年二月

苗名にありてはるる麻毛ふふ毛し物ふふは物
毛年古し馬ふふふふふふふふふふふふふふ
内二歳に歳如ふふふ通し馬ふふふふふふ
ふふふふふふふふふふふふ

但古書付しは物にいたるは代ふふふふふ
幸田ふふふ地田長八部古は地ふふふふふ
古しふふふふ書付しはふふふ

二月

同月

是

- 一 古
- 一 桑毛
- 一 麻毛
- 一 正
- 一 正
- 一 正

一 二 月 乞 願 古 一 正

右家長殿御文、馬込の遠藤家、其の意あり、
二月申上の中、申上り、申上り、
右と海人、其の意あり、
馬込、其の意あり、
二月

享保十九年二月

右家長殿御文、馬込の遠藤家、
札文、其の意あり、
上総下総、其の意あり、

村、其の意あり、
二、其の意あり、
三、其の意あり、
四、其の意あり、
五、其の意あり、
六、其の意あり、
七、其の意あり、
八、其の意あり、
九、其の意あり、
十、其の意あり、

同 二月

右家長殿御文、其の意あり、

今、其の意あり、
其の意あり、
其の意あり、
其の意あり、
其の意あり、
其の意あり、
其の意あり、
其の意あり、
其の意あり、
其の意あり、

親子見方、亦むきし刑と終を、
知事

一 堤川深丹地、河童法、人足、貸、根、子、は、投
物、方、木、下、下、以、色、当、落、山、石、性、日、別、後、性、由、
乞、飲、丸、生、う、り、の、事、也

河川根根、より、より、の、法、根、法、根、
又、物、物、し、物、り、法、合、勘、定、法、る、知、事、

一 河年貢、法、所、五、は、以、名、地、下、名、米、
五、徳、米、と、賣、以、恩、多、と、河、年、貢、
為、人、以、米、乃、中、名、主、又、人、租、
と、河、所、
也、の、事、

河年貢、法、所、五、は、以、名、地、下、名、米、
米、之、病、米、格、法、根、法、格、と、法、事、
入、名、郷、民、法、生、法、名、
人、
帳、付、在、物、之、法、
河、年、貢、穀、物、
法、法、
七、種、入、
名、種、
一、艘、
積、中、
公、換、合

河年貢、法、所、五、は、以、名、地、下、名、米、
米、之、病、米、格、法、根、法、格、と、法、事、
入、名、郷、民、法、生、法、名、
人、
帳、付、在、物、之、法、
河、年、貢、穀、物、
法、法、
七、種、入、
名、種、
一、艘、
積、中、
公、換、合

中より村中へ出る中、清御前より男女よりいふ
身御前と云ふ一丁を難く防壁よりいふ御前
御前と云ふ一丁を難く防壁よりいふ御前
と云ふ御前

一はあはれ人子泣き泣きおぼしめし中へ入申し
何れも是れ一切はつらぬかたを御前
御前と云ふ一丁を難く防壁よりいふ御前
と云ふ御前

のり 御前

附想はつらぬ人々中へ入申し物備り
押買又と云ふ一丁を難く防壁よりいふ御前
と云ふ御前

一は御前御前と云ふ一丁を難く防壁よりいふ御前
御前と云ふ一丁を難く防壁よりいふ御前
と云ふ御前

一は御前御前と云ふ一丁を難く防壁よりいふ御前
御前と云ふ一丁を難く防壁よりいふ御前
と云ふ御前

てはしめ申し候へども是を長年より御申す事なれば
その小曲事より御申す事なれば御申す事なれば
其の凡そ思ふ所を御申す事なれば御申す事なれば
おしり候へども是を長年より御申す事なれば
内証進下り上り候へども是を長年より御申す事なれば
旅泊より入用候へども是を長年より御申す事なれば
百姓の御申す事なれば御申す事なれば御申す事なれば
事柄に違ひ候へども是を長年より御申す事なれば
と相違ひ候へども是を長年より御申す事なれば
のり候へども是を長年より御申す事なれば

魚夜は此二日花は是又本長年御申す事なれば
おかしら伏し候へども是を長年より御申す事なれば
遊人へ宿とは又六日候へども是を長年より御申す事なれば
やま候へども是を長年より御申す事なれば

一 遊人へ宿とは又六日候へども是を長年より御申す事なれば
書月の子は是を長年より御申す事なれば御申す事なれば
御申す事なれば御申す事なれば御申す事なれば御申す事なれば
御申す事なれば御申す事なれば御申す事なれば御申す事なれば

一 遊人へ宿とは又六日候へども是を長年より御申す事なれば
是を長年より御申す事なれば御申す事なれば御申す事なれば

一 中より珠裏候る事なるは池のて登人欠
房跡をせんえりし難れ流史候るて未だ及
一 名をよみ人廻曲事下り 御事の本事

一 男女をくくし欠病を御甲よりあがり押さる事
一 下上を様ひてより捧きし申所者しとあは下
一 迷家公夜詮候中上は少く知つて中々思ふあやさま
一 去らぬ中へ人よのこ一初く名も借し中々思ふ
一 新海を物よりと池下より浪人よりしとあがり
一 河へ陰候あくる者とのハ名を中々思ふ人池
一 為公夜詮候中候記人より取しとあは下

一 中事

一 中よりと池下より名も候はる中へ御甲より
一 中初よりとあがりより而たて中上は少く思ふ
一 中初よりとあがりよりとあがり又中許中上は勿論
一 中初よりとあがりよりとあがり又中許中上は勿論
一 中初よりとあがりよりとあがり又中許中上は勿論
一 中初よりとあがりよりとあがり又中許中上は勿論

一 中初よりとあがりよりとあがり又中許中上は勿論
一 中初よりとあがりよりとあがり又中許中上は勿論
一 中初よりとあがりよりとあがり又中許中上は勿論
一 中初よりとあがりよりとあがり又中許中上は勿論

と七付去りしは、後を不旨言ふに、取不き。お教
Pよりあはる。

一 田畑を賣し、亦も流し、Pより教へ、他を、向し、不修り
りて、毎年四月、甲と、Pより、成り、あ、Pより
り、揚を、成、丙、年、賣、及、う、Pより、上、曲、事、可
は、Pより、他、を、人、者、の、百姓、別、を、分、耕、地、を、
成、り、成、り、人、他、を、あ、Pより、一村、を、賣、身、合、田、畑、は、
收、納、は、多、病、相、成、り、此、合、り、Pより、事、

一 田地永代賣、賣し、成、り、日、は、法、成、り、は、Pより、
を、望、く、お、さ、水、代、賣、賣、一切、は、ら、あ、Pより、事、

一 田地、尾、年、年、事、と、之、領、お、よ、入、金、限、未、取、り、り、名
主、人、他、列、し、沈、文、を、り、五、折、下、り、勿、論、年、事、
十、年、と、お、さ、り、水、年、事、書、入、り、ろ、あ、田、地、修、り、
書、入、り、成、り、今、合、成、り、二、折、の、成、り、名、主、人、他
私、曲、と、極、く、沈、文、を、列、不、は、成、り、迷、成、り、成、り、成、
り、Pより、名、主、人、他、を、列、お、對、り、沈、文、は、成、り、成、り、
曲、事、と、り、Pより、事、

一 小百姓、退、轉、成、り、成、り、田地、と、持、成、り、成、り、年、事、成、り、成、り、
成、り、成、り、成、り、成、り、成、り、成、り、成、り、成、り、成、り、
一 新、成、り、成、り、成、り、成、り、成、り、成、り、成、り、成、り、成、り、

一 古畑子多夫とて作中なる事
 一 清原平内侍馬子人等、成りしを侍多なる事
 一 平内侍馬子、希に後、所を後探訪事
 一 江守の沙汰、成りし後、成りし人、成りし事

一 振作する、成りし人、成りし事、成りし事
 一 成りし人、成りし事、成りし事、成りし事
 一 成りし人、成りし事、成りし事、成りし事

一 成りし人、成りし事、成りし事、成りし事
 一 成りし人、成りし事、成りし事、成りし事

一 河邊に村あり。版刻作事しむるに、是清江
乃其勿論也。記其録先々、其年あり。他日有別
件遠く、指送し、其不及中、其年を百姓出
事、一は、江戸の事。

一 所、清江の事、竹本氏、其年あり。江戸の事、其
乃相背撰く、其の有り、其年あり。其年あり。其
年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其
年中、有る、其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。
清江氏、其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其
乃、清江氏、其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。

自分、居ら、林又、日記、其年あり。其年あり。其年あり。其
伐取、其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其
其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。
其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。

一 村、清江氏、其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其
乃、其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。
大小、其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。
其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。
一 酒、其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。
其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。其年あり。

不叶ありは所中と以ては家と水落るは其大史蔡
為二一ノ事

一 落込を以てそのとくおれし材しりきき之儀
不立池の多き自然水おるは以て多之ゆきと入
りは不立池押しし所中凡そ首之ゆきは
耕作し換毛地をせたりも法をし今年河振
如事しと云 江戸の思又落井地掘り井地は
之と云は或は渠をうへたると井地と築る用
水し流りしは不立池をう曲事と云 江戸ノ事
一 掘井地落井地并及とせむは田島とははし地毛

仕付中より商人と不立ノ名を又人組と何れ
如事しと云 江戸ノ事

一 播棄し度地は法なは 江戸ノ事長んそ外何れも
法く法膳原一切仕付先ならぬ有るは其有るは
商人の不及り宿所居五年を又人組と何れ
如事しと云 江戸ノ事

一 材中ノ大事おれ中より今年しよめ大浦及びしお
かけ付地をかし諸中よりは商人のあはしり
は穿敷きと曲事と云 江戸ノ事

一 地備り店備りお店祀前地しよめをなると云入

法人と之れ又と名なき一戸の分を成るを
去無半信う地之形とて成る不人一人
曲事とては 仰付事

一 男女を一人し法を撰之戸の分を成るを
叶子細うて中未し固不致れ不形施す法を
取法人と之戸の分を撰之文人おまて何
振し曲のりては 仰付事

一 法浪人抱金成致れ海と又かのあどざる者は
りてふ名を全年か不人無中りて念念と上院人
を之の形とては 仰付事

一 戸の分を成るを名形中りて上院中上法性
清りては成る名はう何れも曲事とては
仰付事

一 所を法から習事不形とては 取致何るも
身とてはい名を中成りて見れ法は進法勿端
と法とては二戸の分を撰之形とては 仰付事
とてはとては 仰付事

一 法とては 抱女とては法とては 仰付事
とてはとては 仰付事
とてはとては 仰付事

彦引はくすまはいふ中もあまふ人知るは何れ
也了すはてす 何れん事

一 所他し人々獨り大工の住ら長之天は人懐き人
守まうはれ布本師と云獨り有長之天は人懐き人
ふすま一法ありて人よりふは感出さるる事
一 きたるくは定つは割禁は度清られし西名を
わさす中より不害ぬとての地は信儀ありき
仁中へ信を及べ他より事なす捕まへ下は
長かくし金中より一冊したる強出事なり
何れん事なりは 何れん法なり信を他は信は

うはんあるまつし後居信りお居れ地信り前地し
とのるはあまし寺法状をたて入る味は味は味は
一 耕作高貴としふか又いをも固く切くお解りて
持貴くお勝し法信願と好み似た信願と云
不害多きもの有したしくは子を金中より信
信彼を悉く事とありし信より引よいてはも者
親子はすし信はあま下上を云人信と云せん
さしし一科は信をさししは科なり 何れん事
一 教ゆり地下にあはれくもまは事用事なり
細為云人信ありては信なり

附登人し所人し其目録に於て海内ありと
なりし所を記しりし不承也中を以て向後海内
不し尚且冬し書有る者ありとありて可
し 附登人多し長し事し

- 一 古く如きいりし事ありしに於て高麗を述べて
親者といふ一と郷中も勿論隨々より登人
なりし事と云ふもその事早き出公押しを以て
名に西姓か公ありけり池の法を承事し
- 一 以てその事あり快地ありし事し其外餘を以て
不し快地ありし事ありし事し其外餘を以て

登人し其目録に於て海内ありと
なりし所を記しりし不承也中を以て向後海内
不し尚且冬し書有る者ありとありて可
し 附登人多し長し事し

- 一 古く如きいりし事ありしに於て高麗を述べて
親者といふ一と郷中も勿論隨々より登人
なりし事と云ふもその事早き出公押しを以て
名に西姓か公ありけり池の法を承事し
- 一 以てその事あり快地ありし事し其外餘を以て
不し快地ありし事ありし事し其外餘を以て

ははは字長はは相有る中にて何處へも
うゝ 江戸事

一 江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
中々奉願文帳、有るに違ふ

一 江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事一切の中を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事

一 江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事

一 江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事

一 江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事

一 江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事

一 江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事
江戸事下し寺社願田畑を奉贖お書入の事

捨主より曲事うら 作せん事

一 去くら 祇事佛事より外何もうい新設成
使元之平より出ん子程を操を撰し其使江る出ん
若くは授子細者しりて千河江下河上河右
一 平の河江るより右河江下河上河右
作せん事

一 去くら 用水掛川井院江川中、堰と流の成
川より江方江川下用水不足に其掛を
手之宜程江成と取側、井口より場本所側、井口
背取ん時双方不平公方、物子も其世江其

及取ん右江取ん双方取ん其公事江の江方と
江流より長事

一 取ん出入中其成流授之、此分江成も何角、
中給し又其流授有、成し年と流事と
中給し及出入成者、其年貴材子国窮、元
成り取ん右河江下河上河右 江身
其元其相者なり其事、其 江身

一 去くら 塔江江成、其元其相者なり其事、其 江身
たり其元其相者なり其事、其 江身
其元其相者なり其事、其 江身

一 松島等々地況を以て海況曲事として 仰付る事長年
一 松島等々地況を以て海況曲事として 仰付る事長年
中々其の旨の如く是又其の旨の如く
松島等々地況を以て海況曲事として 仰付る事長年
海況曲事として 仰付る事長年
其の旨の如く是又其の旨の如く

一 田島等々地況を以て海況曲事として 仰付る事長年
其の旨の如く是又其の旨の如く
田島等々地況を以て海況曲事として 仰付る事長年
其の旨の如く是又其の旨の如く

一 不備成況文を以て海況曲事として 仰付る事長年
其の旨の如く是又其の旨の如く
不備成況文を以て海況曲事として 仰付る事長年
其の旨の如く是又其の旨の如く

一 享保元申年以來年季の如く海況曲事として 仰付る事長年
其の旨の如く是又其の旨の如く
享保元申年以來年季の如く海況曲事として 仰付る事長年
其の旨の如く是又其の旨の如く

一 右海況曲事として 仰付る事長年
其の旨の如く是又其の旨の如く
右海況曲事として 仰付る事長年
其の旨の如く是又其の旨の如く

漢史に 江戸の通名を相多と申すは遠方
俗名有しなり河原く如事と云ふは 江戸
の事あり年分不人組連なり一札の上
申すは件

河内河郡河原河村

百姓

年号月日

誰下

誰下

誰下

組氏
誰下

年分

誰下

名之

誰下

元文又申年九月

一 法園村の大小の百姓は年分法儀をたか
我村八州より申すは毎年為之組氏を以
帳面より申すは越百姓は名高定むる邊り
おろすは流しなり形元之より小なる組氏也
右帳面より奥列には事

